

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

規制の名称：ファイアーウォール規制の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和3年12月24日

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

いわゆるファイアーウォール規制は、1993年に銀行・証券の相互参入を解禁した際に、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保する観点から、主に銀行・証券会社間における顧客の非公開情報等の共有禁止等からなる規制である。

その後、諸外国における規制環境の変化等から累次にわたり見直しが行われてきたが、2008年におけるファイアーウォール規制の大幅な見直し以降、10年以上経過した足下までの状況を振り返ると、この間、低金利の継続、事業法人の資金余剰、フィンテック企業等他業種による金融業への参入、新型コロナウイルス感染症による経済社会全体への大きな影響等、様々な課題が指摘されている。このため、現在の金融を取り巻く環境の大きな変化に合わせ、規制を見直していくことが重要である。

これを実施しなければ、資本市場において、国内金融機関の投資銀行機能が向上せず、事業法人に対して、デット/エクイティの区分なく高度な金融サービスの提供等を行うことを通じて、事業法人が国内外において新たな成長を切り開くことをサポートしていくことが困難になる恐れがある。

以上をベースラインとする。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題】

2008年におけるファイアーウォール規制の大幅な見直し以降、10年以上経過した足下までの状況を振り返ると、この間、低金利の継続、事業法人の資金余剰、フィンテック企業等他業種による金融業への参入、新型コロナウイルス感染症による経済社会全体への大きな影響等、金融を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした中、本規制に関し、

- ・ オプトアウト制度については、監督指針において手続の詳細が定められているが、顧客に対する説明事項が多い等、負担や利便性の観点からオプトイン制度と大差がない等の理由から、銀行・証券会社双方において必ずしも積極的に活用されていない
- ・ 欧米にはない情報共有の禁止規定が過剰な規制と認識され、日本の国際金融センターとしての魅力向上にとって阻害要因の1つとなっている
- ・ 顧客に対する総合的な金融サービスの提案・提供を阻害しているほか、顧客・金融機関の双方にとって、手続・管理面の負担が大きい

との点が指摘されており、これらを見直すことが喫緊の課題である。

#### 【課題解決手段（制度改正）】

- 上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金融商品取引業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置（新たなオプトアウト制度）を設ける。

なお、本改正は、新たなオプトアウト制度の対象法人を上場会社等としていることから、デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストにおける(1)②に該当する。

- 発行者・顧客の非公開情報等の授受の同意取得について、新型コロナウイルス感染症の中で加速化するデジタル化への対応を踏まえ、手続のデジタル化を促進させる観点から、現行制度において電子メールを含む電磁的方法による同意取得が未整備となっている部分について対応を行うほか、電磁的方法による同意取得時に必要となる事前承諾を撤廃する。

なお、本改正は、上記同意取得のデジタル化により、対面・書面での手続きの見直しを行うものであることから、デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストにおける(2)①②に該当する。

- 金融機関又はその役職員における法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等の禁止規定の対象に登録金融機関としての銀行を追加する。

## 2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計すること

が求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

今回の改正により、上場会社等の対象法人の非公開情報等の授受に関して、金融商品取引業者等（金融商品取引業者：1,968者（令和3年10月31日時点【以下、この項目について同じ。】）及び登録金融機関：959者）が顧客の求めに応じて提供を停止するという事を、当該顧客が容易に知り得る状態に置くことを要件として、情報の授受が許容されることとなるため、金融商品取引業者等において、当該要件を充たすための費用が発生する。

また、発行者・顧客の非公開情報等の授受の同意取得について、手続きのデジタル化が促進されることが予想されることから、従前の書面による手続きにかかる費用が減少する。

加えて、現在、証券会社にしか規制が課せられていない、金融機関又はその役職員における法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等の禁止規定の対象に登録金融機関としての銀行（141者）を追加することで、規制を遵守するための費用が発生する。

#### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回の改正により、新たなオプトアウト制度の創設等、金融商品取引業等の情報授受規制等の緩和を行うことに伴い、優越的地位の濫用等が発生していないか等、関係法令の遵守状況について適切な検査・監督を実施するため、現行制度のみで対応する場合と同程度あるいはそれ以上の新たな行政対応に係る費用が発生しうると考えられる。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

金融実務に即した実効性のある非公開情報等の管理が行うことができることから、利益相反による弊害の防止等が維持されるとともに、金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られると考えられる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

上記課題解決手段のうち、新オプトアウト制度の創設及び情報授受の同意手続のデジタル化はいずれも規制緩和である。これにより、例えば書面発送の必要性が減少すると考えられることから、郵送コスト等の削減が期待される。なお、検査・監督の対応に係るコストは、個別のケースに応じて異なることから、一概に、遵守費用が制度対応前後で比較可能なものではない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

上場会社等の対象法人の非公開情報等の授受に関して新たなオプトアウト制度を創設することで、我が国資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の魅力向上、顧客に対するより高度な金融サービスの提供、国内金融機関の国際競争力強化、顧客の利便性向上等が図られることが期待される。一方、新たなオプトアウト制度の創設による対象法人の同意を不要とすることで、金融機関による社内ルールの整備やリスク管理部門のモニタリング等が適切になされない場合には、銀行等による優越的地位の濫用が生じる恐れがある。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

- ① 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制案により、国内金融機関の投資銀行機能が向上し、資本市場において、事業法人に対して、より付加価値のある金融サービスの提供等を行うことを通じて、事業法人の国内外における新たな成長に係るサポートを行うことが期待される。したがって、本規制案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を大きく上回ると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### 【代替案】

上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金融商品取引業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受規制（同意取得）を撤廃する。

### 【代替案と本案の関係】

#### [遵守費用]

非公開情報等の授受に関して、同意取得が不要となるため、金融商品取引業者等において、当該規制を遵守するための非公開情報等の管理等に係る費用が本案に比べてより減少する。

非公開情報等の授受に関して、同意取得が不要となるため、書面同意の手続きは一切発生せず、本案に比べて、書面発行に係る手続きがより減少する。

#### [行政費用]

非公開情報等の授受に関して、同意取得が不要となるため、本案と同様、関係法令の遵守状況についての検査・監督に係る費用が発生する。

#### [便益]

金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られ、欧米金融機関の投資銀行業務等における顧客情報管理・利益相反管理等に係る制度及び実務と同等となり、国際的な日本の金融市場のプレゼンス向上に資すると考えられる一方、国内金融機関における顧客情報管理・利益相反管理・優越的地位の濫用防止等に係る制度及び実務に関する実態に馴染まない可能性もあり、総合的な便益は本案の場合を下回るものと考えられる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

本案の場合と同様の効果が期待される可能性もある一方、行為規制・市場規律・顧客の最善の利益を図るといふ金融機関の行為規範が徹底されない場合、不公正取引や利益相反による弊害が生じ得る。

[評価]

代替案においては、本案を上回る遵守費用の減少が見込まれる。しかしながら、便益については代替案が本案を下回るほか、代替案ではファイアーウォール規制の目的である利益相反による弊害の防止等が阻害されるおそれといった社会的費用が発生することが見込まれ得る。

以上のことから、本案が適当と考えられる。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正後の規定の実施状況について検討を加え、利益相反や優越的地位の濫用等による弊害を防止する観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。本改正後 5 年以内に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握

に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正により創設される制度の活用状況や監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。